

議案第10号

東広島市史跡の指定について

東広島市文化財保護条例（平成19年東広島市条例第9号）第4条第1項第5号の規定により、東広島市史跡に指定することについて、次のとおり提案する。

令和6年4月25日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 提案理由

東広島市文化財保護審議会から、指定が妥当との答申を受けた物件について、東広島市史跡に指定するため、この議案を提出するものである。

2 指定する文化財

種類	東広島市史跡
名称	曾場が城跡
員数	1
所在の場所	東広島市八本松町原10128番1 (上記のうち、指定面積は約316,000㎡)
所有者等の住所	東広島市西条栄町8番29号
所有者等	東広島市原財産区

3 指定する期日

令和6年4月 日

4 根拠規定

東広島市文化財保護条例

第4条 教育委員会は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ要件を満たす文化財を東広島市文化財に指定（一略）又は選定（一略）（一略）することができる。

(1)～(4) 一略

(5) 東広島市史跡、東広島市名勝又は東広島市天然記念物（以下「市史跡名勝天然記念物」という。） 市内に存する記念物（法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物又は県条例第36条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物を除く。）のうち市にとって重要なもの

(6) 一略

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(9) 一略一

(10) 文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。

(11)～(14) 一略一

令和6年3月27日

東広島市教育委員会 様

東広島市文化財保護審議会
会長 今田 幸博



東広島市文化財の新指定について（答申）

令和6年3月26日付け、東広教文第460号で諮問のこのことについては、指定することが妥当と認めます。

◎諮問物件

令和5年度 東広島市文化財新指定諮問物件

種別	名称	種類	員数	所在地等	所有者
市史跡	曾場が城跡	史跡	1	東広島市八本松町原 10128 番 1 (上記のうち、指定範囲は 316,000 m ²)	東広島市 原財産区

東広島市指定調書

- 【名称】 曾場が城跡
- 【種別】 史跡
- 【員数】 1
- 【所在地】 東広島市八本松町原 10128 番 1 のうち 316,000 m²
- 【所有者】 東広島市原財産区
- 【指定年月日】
- 【内容】 戦国時代、大内氏が安芸国支配の拠点として築いた山城跡
- 【年代】 中世後期
- 【解説】
- 《地理》 曾場が城跡は、西条盆地の西側を限る一連の丘陵の北端に位置する標高 607 m の曾場ヶ城山から東に延びる稜線上に築かれた城跡である。西条盆地側から見ると、屏風を立てたように屹立して見える。
- 曾場ヶ城山の山頂は「一つ城」と呼ばれ、そこから北に稜線を下ると古代から近世までの山陽道の難所の一つであった大山峠に至る。
- 《歴史》 曾場ヶ城跡は、大山城跡、飯田城跡、杣城跡とも呼ばれるとされる。同時代の史料では、「杣城」と記されているので、ここでは城についていうときは杣城の呼称を使う。
- 杣城の初見は、大永 8 年(1528)6 月の陶興房書状である。大永 5 年(1525)、東西条を回復した陶興房は、鏡山城を廃し、重臣の伊香賀壱岐守を代官(小郡代カ)として杣城に在城させている。
- その後、東西条郡代に就任した弘中隆兼が在城したとみられ、天文 5 年(1536)から始まる平賀弘保・興貞父子の内紛では、大内方の弘保を支援して頭崎城を攻める拠点として機能した。尼子氏の支援を受けて抵抗する頭崎城に対し、大内義隆は天文 8 年(1539)、弘中隆兼に代えて杉隆宣を派遣し、長門守護代内藤興盛の嫡子内藤隆時に隆宣の支援をさせる体制を採ったようである。天文 12 年(1543)、杉隆宣の出雲での討死後、新たに西条守護に就任した弘中隆兼は杣城南方約 4.5 km の槌山城に拠点を移し、杣城は廃城となった。
- 廃城後も、この地の重要性が失われたわけではなく、曾場が城跡の北東に位置する字飯田に新たに土居遺跡を築いている。
- 《構造》 城跡は、標高 607m の最高所に位置する城域西端の「一つ城」郭群と、中央に位置する主要部郭群、そして東端に位置する「午の段」郭群の三つの郭群からなる。
- 主要部郭群は、西端に「本丸」と呼ばれる 1 郭を配置し、間に 2 郭を挟んで東側に一段高く 3 郭を配す。3 郭と 2 郭の間には浅い堀切があり、独立性が高められている。
- 3 郭の東側から午の段にかけて階段状に 4 つの郭を配している。「本丸」の北側には、十数メートルにわたって野面積の石垣が残っている
- 「本丸」の西側は 8 条程の堀切で「一つ城」郭群と切り離されており、また主要部郭群と「一つ城」郭群の間は距離もあり、「一つ城」郭群は、独立性の強い郭群となっている。
- 「午の段」郭群は、主要部から 20m ほど低い尾根の南側斜面を中心に造られた郭群で、「午の段」の名称は南を指す午の方角に由来する。南端近くには二段の広い郭があり、居住空間であった可能性がある。「午の段」郭群には、随所に石垣が残り虎口を形成している箇所もある。

「本丸」と「一つ城」郭群の間の南側の谷は「水ガアテ」と呼ばれており、水の手があったと思われる。

《所見》 杣城は、鏡山城の廃城後、大内氏の安芸国支配の拠点が置かれた城であり、山陽道を押さえる上でも好位置を占める。

峻険で比高 350 メートルと高く、曾場が城山の山頂部から東西約 750 メートルにわたって郭群が広がる大規模な山城で遺構もよく残っている。

本城は、鏡山城跡（史跡）、槌山城跡（市史跡）とともに大内氏の安芸国支配体制を考える上でも重要な城跡である。

よって、東広島市の史跡に指定し保護・活用を図ることが望ましいと考えられる。

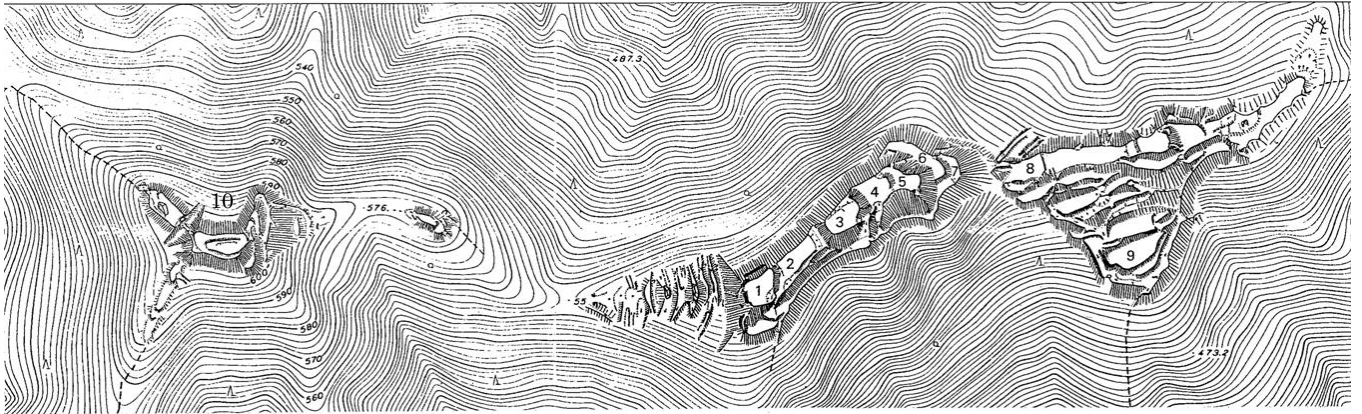
（作成者：今田幸博）

「参考文献」

- ・広島県教育委員会 1994 「広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第2集」
- ・小都隆編 2020 「安芸の城館」 ハーベスト出版

資料

- 1 名称：曾場が城跡
- 2 所在地：東広島市八本松町原 10128 番 1 ほか
- 3 遺構の状況



1 「本丸」(主郭) 標高 579m

2 井戸郭

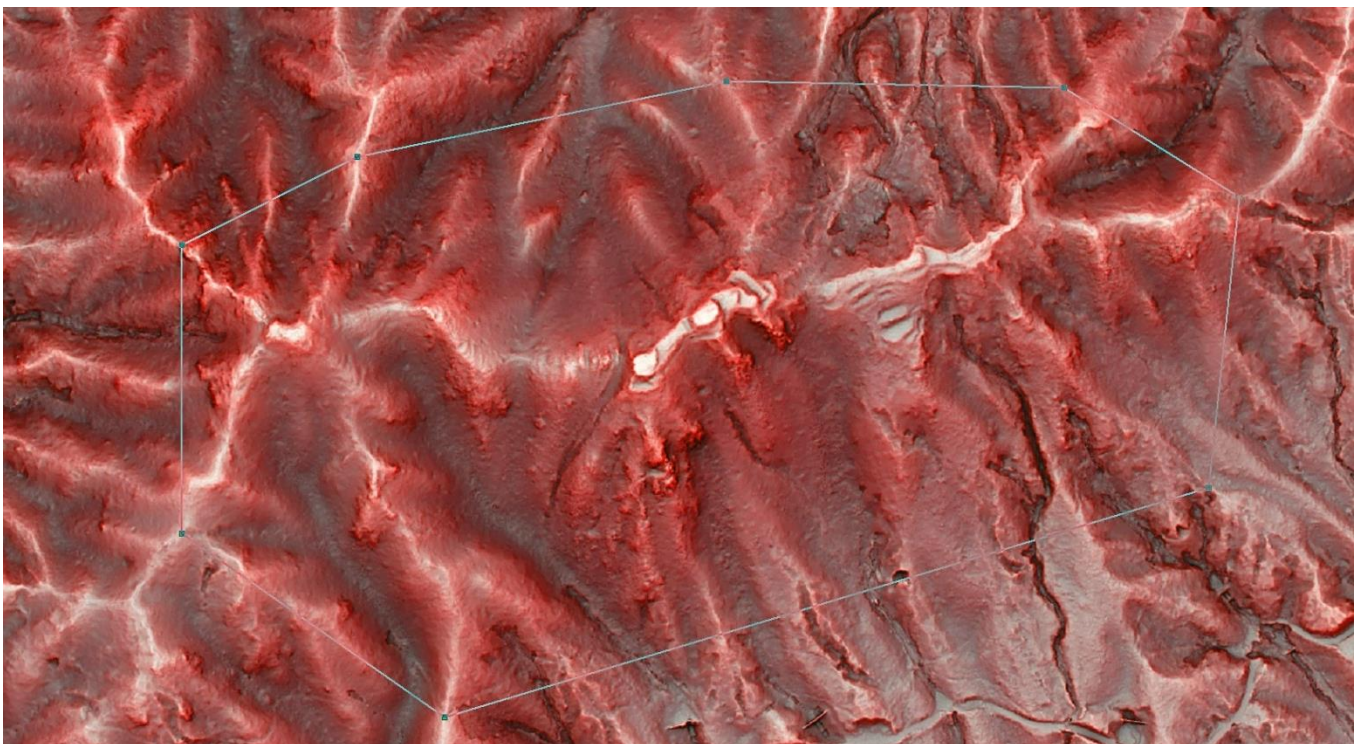
3 「二の丸」

8~9 「本陣(午の段)」

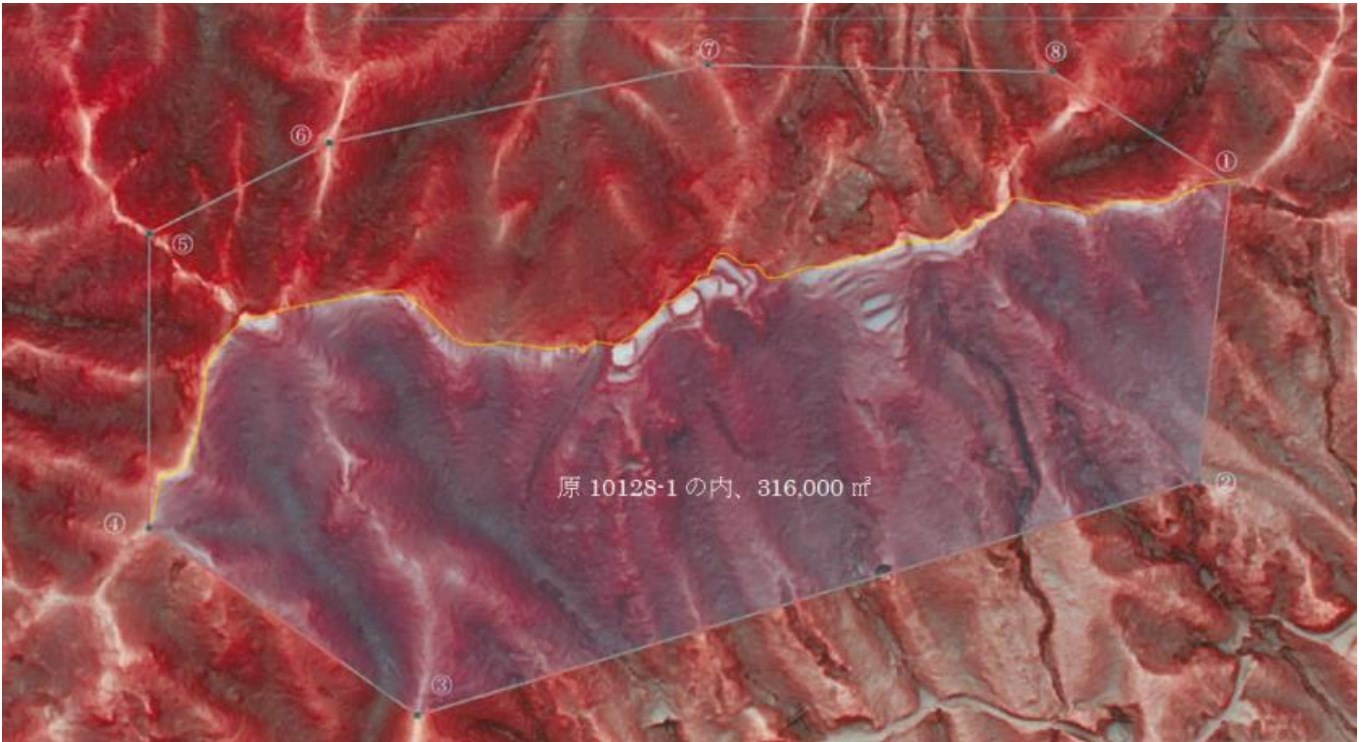
10 「一ツ城」 標高 607.2m

※ 「一ツ城」は『原村史』掲載の地名

- 4 遺跡範囲(城跡全体の範囲)



5 今回指定を予定する範囲



指定予定範囲四角ポイント所在地表

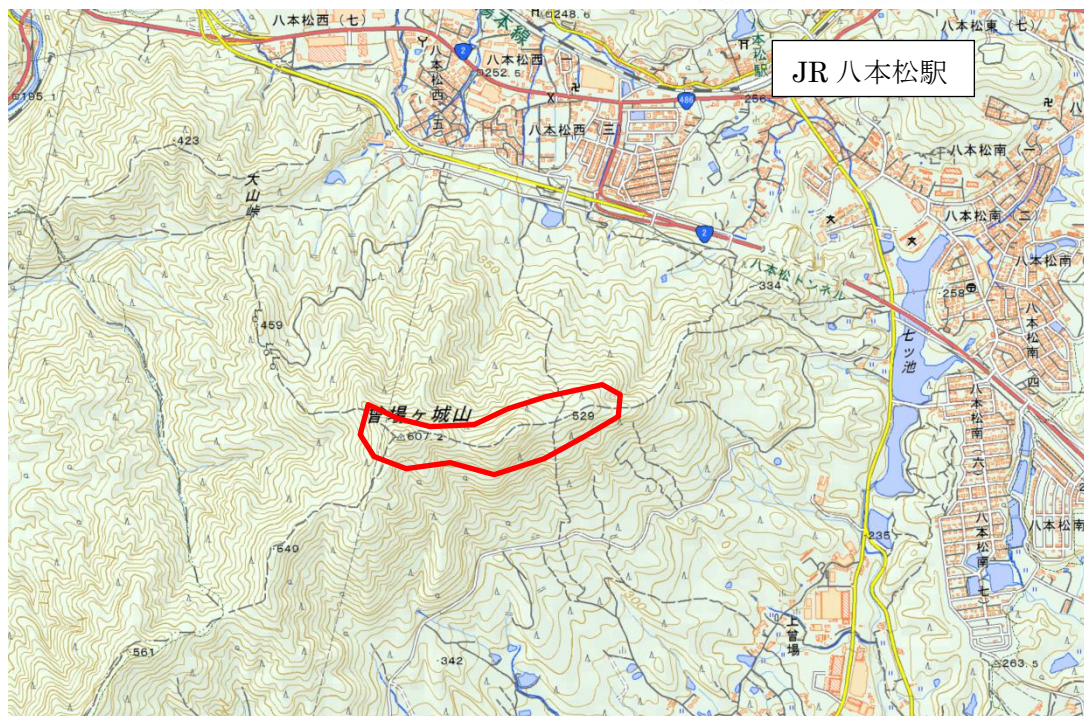
番号	北緯	東経	X座標(m)	Y座標(m)	標高
①	34-26-6	132-41-1.0	-173490.8	47508.5	452.42m
②	34-25-57.2	132-40-59.8	-173760.0	47480.0	365.85m
③	34-25-50.5	132-40-32.1	-173970.0	46772.3	452.74m
④	34-25-56.0	132-40-22.6	-173803.1	46528.5	562.14m
⑤	34-26-4.7	132-40-22.6	-173535.4	46528.5	565.82m
⑥	34-26-7.3	132-40-29.0	-173454.6	46690.8	527.42m
⑦	34-26-9.5	132-40-42.4	-173383.8	47033.1	467.16m
⑧	34-26-9.3	132-40-54.6	-173389.2	47345.4	465.43m

曾場が城跡

城跡全体面積：430,100 m²

今回指定範囲：316,000 m²

(八本松町原 10128 番 1：3,117,890 m²のうち 316,000 m²)



曾場ヶ城跡位置図

6 関連史料
『萩藩閥閥録』

一五二八年カ

〇二〇〇一 陶興房書状写 ○萩藩閥閥録志 道太郎右衛門

近日無音申候、殊從次郎殿、以賀州預御音信候、か様の事共可申覚悟候処、又々御報なり候、慮外候、爰元無相替事候、何様積儀共自是可申候、**西条柚之城取誘候間、伊志**をハ差遣て候、自然御用等候者彼表江可被仰候、其以後備後辺無何事候哉、分国中何方も無事ニ候、返々御報になり候てこそ候へ、万々又從是可申候、恐々謹言、
(天永八年乙) 六月十七日 興房判 志上殿 御報

一五二八年

〇二〇二三 陶興房書状写 ○萩藩閥閥録志 道太郎右衛門

返々やかて可透面談事ニて候へ共、渡海候へ者おなこり惜心地して候、此一つ、み遣のつくしより到来候、御ひけにとめられ候へく候、又一つ、み進之候、御返事を給ハすハ可為御等閑候、又々可申承候、
度々如申候、既令渡海候間、礼部江そと申候、彼表より切々可申通候、昨日者御音問祝着之至候、備後辺左右御床敷候つる、敵引退候哉、先々可然候、か程之儀ニて候者、温科を被仰付候ハてと弥慮外候、御同前候哉、依一左右各者可帰国候、然者若国辺可逗留候、いか程雖不申通候、今度最前以来、至于今無御等閑候事共、忘申間敷候、御同心可為快然候、**柚二伊志在城させ候、**尚以可申談旨申遣候、委細此泉徳院申合候、恐々謹言、
(享保元年) 九月廿八日 興房判 志上殿 申給へ

『山口県史』史料編 中世

右田毛利家文書

六四 天野興定起請文案 一五二五年

謹而言上候、抑拙者進退之事、国之旁々以調法、無緩怠之通得尊意候処、被分間食候之段、誠以忝畏入候、仍悴家并領地当知行分無相違案堵之旨、目出畏入候、就中当要害無別儀進置候、然上者对御屋形様、至興定子々孫々、別意緩怠を不可存候、弥可抽忠節候、若此旨為偽者、
梵天帝釈四大天王、惣而日本六十余州大小神祇、殊者 八幡大菩薩・嚴嶋兩大明神・天満大自在天神部類眷属神罰冥罰可罷蒙者也、仍契盟之状。如件、
(天永五年) 六月廿六日 天野民部太輔 興定

謹上伊香賀志岐守殿

三八 大内義隆書状(切紙) 一五三九年

至高屋表敵取陣候之処、早々出張之由候、尤可然候、可被待付諸勢事肝要候、猶隆宣可申候也、恐々謹言、
(天文八年) 八月九日 天野民部大輔殿 義隆(花押)

三九 大内義隆書状(切紙)

一五三九年

財満備中守父子以下挿野心之処、被任隆宣・隆時申旨、既陣替之砌、即時被討捕之由注進到来候、誠感悦之至候、仍大刀一振盛高進之候、猶兩人可申候、恐々謹言、
(天文九年) 十二月十二日 天野民部大輔殿 義隆(花押)

四〇 大内氏奉行人連署副状(切紙) 一五三九年

今度財満備中守從頭崎依計策敵令同意、既相加謀反之処、被任隆宣・隆時申旨、陣替之砌、則时被馳向、備中守父子無相違御誅伐之由、隆時・隆宣注進之趣令披露候、祝着之由以直書被申候、猶兩人可申入候、恐々謹言、
(天文九年) 十二月十三日 天野民部太輔殿 御陣所 隆著(花押) 宗長(花押)

四一 大内義隆書状(切紙)

一五四〇年

就其表之儀、去九日至防府令進發候、然者先勢渡海事、可為近日候、其間西条表事無心元候、各有出郡隆宣被仰談、堅固御覚悟干要候、尚隆時可申候也、恐々謹言、
(天文九年) 正月十三日 天野民部大輔殿 義隆(花押)

杉家文書 長門市

一 大内義隆書状 一五四〇年

今度造賀之儀、頓令調略勝利、尤神妙之至候、弥無油断機氣干要候、猶隆時可申候也、恐々謹言、
(天文九年) 六月廿二日 杉次郎左衛門尉殿 義隆(花押)

『大日本古文書』

毛利家文書

一五四一年

二八六 毛利元就郡山籠城日記

- 天文九年秋至藝州吉田尼子民部少輔發向之次第
一九月四日、至多治比取出罷立國々之事、出雲、伯耆、因幡、備前、美作、備中、備後、石見、安藝半國、此勢打入之時、三萬也、
一同日、吉田上村々打出、家少々放火、此日者不及合戰候、
一同日、太郎丸其外町屋等放火、此時尼子衆先懸之足輕數十人討捕候、
一同日、後小路放火、此時大田口にて大合戰候、敵は高橋本城を始として數十人討捕候、味方ハ井原之樋爪、渡邊源十郎二人討死、廣修寺繩手、祇園繩手兩口合戰、互死人ふく候、
一同廿三日、青山三塚山に尼子陣替、此時敵本陣風越山を一陣此方ヨリ燒崩候、
一同廿六日、至坂豊島敵動候之處、杉次郎左衛門尉(元徳)、小早川中務少輔依爲坂在陣、取向候、左候處、元就手衆馳合、路二里之間送り付候而、湯原彌次郎其外數十人討捕候、
一十月十一日、敵いつものとく、郷内打ふるし候處、元就仕懸追崩、既敵陣青山搦際追込三澤三郎左衛門尉、福頼中西以下數十人討捕候、味方ハ福原親類一人討死、
一大内勢陶五郎、十二月三日爲後卷、山田中山に山陣、勢數一萬也、
一同十一日、兩陣手合、此日於宮崎長尾、敵者伯耆南條小鴨、雲州高橋藝芻吉川、味方ハ毛利完戸衆合戰、敵一兩人討捕候、味方無死人候、
一翌年正月三日於相合口合戰、敵十餘人討捕候、味方一人無越度候、
一同十一日、陶五郎、郡山尾に、き天神尾に陣替、
一同十三日、敵陣宮崎長尾に元就仕懸、則切崩、三澤高尾始として、宗徒者二百餘人討捕、其儘敵陣燒跡ニ切居候、此日陶衆と三塚陣衆合戰候而、陶被官深野平左衛門尉、宮川以下十餘人討死、敵ハ尼子下野守討死、

(後略)

『中国行程記』「山陽道 登り」 卷四 明和元年 (1764年)

古城山 此古城山杣ヶ城ト云、飯田家之居城成ガ由緒不知、杉二郎左衛門居城共云共二郎左衛門は原村ノ西戸羽ノ城ニ居シナリト見ヘタリ

『原村史』上巻 原村史編集委員会編 昭和42年(1967年)4月
P162~163より

「原村指出帳」(元禄16年(1699)、享保6年(1721)、寛政2年(1790))
古城二か所内 曾場ヶ城壺ヶ所 杉次郎左衛門殿

「国郡誌下調帳」(文政2年1819年)

昔時城主杉次郎左衛門殿居城有ける由申伝へたれ共其後何方へ轉移致したるや又居城年歴杯不詳、又結城盛貞といふ人居城也とも云う、一説に云う梶野次郎義晴と云人居城、此人は天文年中大内家の旗下にて防州山口落城の節同所にて討死と申し伝え候、何れが是なるや旧記等も無く咄伝の事故・・・

「社寺存置及由緒明細簿」(明治13年(1880)6月)

古老の口碑に往古十林寺と云う寺院ありて杉次郎左衛門元家信徒の所同氏長門へ移轉其後福島正則公の頃廢寺となり云々

「古社寺取調書」(明治28年(1895)8月)

雷八幡神社の由緒

大内幕下杉次郎左衛門当時曾場ヶ城山居城中武威祈願所たりし由云々

7 遺跡写真



曾場が城跡遠景（南東から）



曾場が城跡遠景（北東から）



5 郭から 4 郭を見たところ（東から）



本丸の状況（東から）



本丸から見た一ツ城



本丸北側の石垣



本丸西側の堀切



午の段の石垣

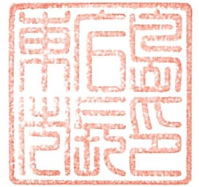
文化財指定同意書

令和6年1月26日

東広島市教育委員会 様

所有者 住所 東広島市西条栄町8番29号

氏名 東広島市 原財産区 管理者
東広島市長 高垣 廣 徳



次の文化財の指定については、東広島市文化財保護条例を遵守し、同意します。

- | | |
|--------------|---|
| 1 種別、名称 | 東広島市史跡 曾場が城跡 |
| 2 員数 | 1か所 |
| 3 所在地 | 東広島市八本松町原10128番-1
(地番10128番-1のうち、実測316,000㎡) |
| 4 その他参考となる事項 | なし |